嵌紧第六号

三朝町技能労務収員の給与の種類及び基準に関する条例の制定に

ついて

次のとおり三朝町技能労務職員 **(7)** 給 与の 楃 類及び基準 に関する条例を制定すること

について、 地方自 治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九十六条第一項の規定によ

本 設会 Ø 談次 を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出

水

E

昭和治五年 弐月拾弐日 原案可決

朝町議会議長牧 田

及び基準に関する条例||朝町||技能労務職員の給与の種類|

(昭和 年 月 日)

取言

及び基準を定めるものとする。 第二百八十九号)別則第四項の規定において準用する地方公営企業によづき、技能労務職員(以下「職員」という。)の給与の種類定に基づき、技能労務職員(以下「職員」という。)の給与の種類定に基づき、技能労務職員(以下「職員」という。)の給与の種類をによび、第一条 この条例は、地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律

(給与の種類)

務于当、時間外勤務手当、休日勤務手当、皮間勤務手当、宿日直第二条。職員の給与の種類は、給料、扶養手当、通勤手当、特殊勤

第五編 公務員 (技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例)

(合料) 寒冷地子当、期末子当、勤勉手当及び退職手当とする。

(扶證手当)

第四条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

(通勤手当)

例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著し一 通勤のため交道機関を利用してその運賃を負担することを常第五条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

トル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)徒歩により道勤するものとした場合の通動距離が片道二キロメく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで

いう。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用した二 通勤のため自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」と

げる職員を除く。) で自転車等を使用しないで徒歩により通勤するもの及び次号に掲り重転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合ければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつ

正離が片道二キロメートル朱満であるものを除く。) 転車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、 が車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、 がつ、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交道機関を利用せず、かつ、自転

(特殊勤務手当)

が適当でないものに従事した職員に対して支給する。特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮すること第六条 特殊勤務子当は、次の各号に掲げる特殊な勤務で、給与上

一著しく危険、不快又は不健康な勤務

専制へ勤務担当 一 強度が著しく高い勤務

(時間外勤務手当)

またよう。 正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、時間外勤務予当を 第七条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、

(休日勤務手当)

支給する。 第八条 職員には正規の勤務日が休日に当たつても、正規の給与を

- 歌員についても同様とする。 三当を支給する。 年末年始等で規則で定める日において勤務した 「当を支給する。 年末年始等で規則で定める日において勤務した ・主持の勤務時間中に勤務した全時間に対して休日勤務 ・主持の勤務時間中に勤務することを命ぜられた
- 準第百七十八号)に規定する日をいう。
 3 前二項の休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年伝)

(夜間勤務手当)

勤務手当を支給する。 間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間第九条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの

(宿日直手当)

第十条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、宿日直手当を 支給す

れないものとする。

(寒冷地手当)

第十一条 寒冷地手当は、八月三十一日(その日が日曜日に当たる

(鳥中区)

〔鳥中又〕

(悶木手当) ときは、その前日)において在職する職員に対して支給する。

く。)についても、同様とする。 一億月以内に退職し、又は死亡した職員(町長が定める職員を除する職員に対して、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において町長が定める日に支給する。これらの基準日前との条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職をの条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職を開土工条、期末三当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下第十二条、期末三当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下

(勤勉手当)

(支給額決定の基準)

給与の額との権衡並びに職務の特殊性及び実態を考慮して足める三駄熨索例第一号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の第十四条 職員の給与の額は、職員の給与に関する条例(昭和 年第十四条 職員の給与の額は、職員の給与に関する条例(昭和 年)

第五編 公務員 (技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例)

ものとする。

(給与の減額)

(休職者の給与) でき、動務一時間当たりの給料を減額して支給する。 のき、動務一時間当たりの給料を減額して支給する。 命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しないことにつき任第十五条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任

ができる。 にされたときは、町長が定めるところにより給与を支給することにされたときは、町長が定めるところにより給与を支給すること第十六条 職員が地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職

(専従休職者の給与)

(でなどではない) では、いかなる給与も支給しない。可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。する同法第六条第一項ただし書の許可を受けた職員には、その許第十七条 地万公営企業労働関係法附則第四項の規定において準用

(賃金等で雇用する職員の給与)

給与を支給する。
の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で第十八条 賃金等で雇用する職員については、任命権者は、この条

附

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

_ 六·

一六七三

第五編 公務員 (技能労務職員の給与に関する規則)

2 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和21人三歌氏) (対能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止) 年三朝町条例第上でラ)は、廃止する。

(暫定手当)

- 3 昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日までの 間、給料の支給を受ける職員に対して月額の暫定手当を 支給 す
- あるのは「扶養手当、暫定手当、」と読み替えて、この規定を適 職員に暫定手当が支給される間は、第二条中「扶養手当、」と

一六七四(一二六八四)

技能労務職員の給与に関す

る規則

規昭和

第年

月

号日

第一条 この規則は、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する 員(以下「職員」という。)の給与の額及びその支給方法等につい て定めるものとする。 条例 (昭和 年 条例第 号)に基づき、技能労務職

(給料)

第二条 職員の職務は、二等級に分類する。

- 2 前項に規定する分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、 とする。 別表第一のとおりとし、それぞれの職務の等級に分類されるもの
- 3 給料表は、別表第二のとおりとする。
- 4 可長は、すべての職員の職を第一項に規定する等級のいずれか に格付し、前項に規定する給料表により職員に給料を支給しなけ

「鳥 中X」